

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年11月6日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：バングラデシュ 担当：産業開発・公共政策部  
案件名：省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト

1 契約予定期間：2014年1月上旬～2015年2月下旬

2 参加要件

海外における省エネルギーに係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月20日から2013年11月22日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月20日から2013年10月25日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年12月6日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 12月中旬
- (5) 契約交渉 : 12月中旬～12月下旬

5 業務の目的

バングラデシュ国（以下「バ」国）では、国民一人当たりの年間一次エネルギー消費量は0.2ktoe、電力消費量は252kWh（共に2010年時点で世界最低レベル）だが、年率6%の堅調な経済成長に伴い2020年までに一次エネルギー需要を3～4倍、電力需要を6倍と見込まれている。一方、「バ」国の一次エネルギーの48%を占める天然ガスは2010年時点で約2,500百万立方フィート/日（MMCFD）の需要に対し、供給量が2,000MMCFDに留まり、電力供給は2012年時点で、ピーク時電力需要7,518MWに対し供給可能設備容量6,066MWに留まっている。

バングラデシュ政府（以下「バ」政府）は、供給側の能力増強に努めると共に、需要家側における効率的なエネルギー利用が不可欠との認識を踏まえ、電力鉱物エネルギー省の下に再生可能エネルギーの普及、及び需要側の省エネルギー（運輸部門除く）促進を所掌する規制機関SREDA（Sustainable and Renewable Energy Development Authority：持続・再生可能エネルギー開発庁）を2012年に設立し、今後省エネを電力セクター政策において重視する方針を示した。

JICAはこれまで電力鉱物エネルギー省に対して省エネ規則（Energy Conservation Rules）のドラフト策定に関する支援を実施している。SREDA設立を踏まえ、「バ」政府は本格的に省エネルギー政策全体の方針・省エネ関連制度（SREDA法下の規則・細則）の制定等に着手しているところであるが、未知の分野であることから検討が遅滞しており、日本による包括的な支援を望んでいる状況である。

かかる状況のもと、エネルギー需給ギャップの解消という喫緊の課題に需要家側から対処すべく、日本の知見を活用しながら省エネルギー政策全体を包括するマスタープランの策定を支援するプロジェクトの実施について、2013年3月に「バ」政府から協力要請があり、同7月に日本政府に採択された。また、JICAと「バ」政府間の協議を踏まえ、同10月に実施細則（Record of Discussions）として署名を行った。

本プロジェクトは、2030年までの「バ」国の省エネマスタープランを作成すると共に、SREDAの組織体制構築を含めた今後のアクションプラン等の整理を通して、電力鉱物エネルギー省電力局とSREDAの能力強化を図ること、及び本プロジェクトで作成したマスタープランを公共セクター、民間セクターに周知することを目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) プロジェクト対象地域

「バ」国全土

(2) 相手国関係機関

電力鉱物エネルギー省電力局及びSREDA

(3) 業務内容

- 1) 省エネルギー促進に必要な情報の収集、阻害要因、要改善項目の整理
  - a. 社会経済状況、エネルギー需給状況、省エネルギーに対する公的機関及び民間の意識
  - b. 過去に実施された関連プロジェクト
  - c. エネルギー最終消費者レベルにおける省エネルギー取組み状況
  - d. 「バ」国、他の途上国・先進国における省エネルギー関連政策、法制度
  - e. 「バ」国、他の途上国・先進国におけるエネルギー使用量等の情報収集メカニズム
  - f. 中央及び地方政府レベルにおける省エネルギー促進実施体制

## 2) 省エネルギーマスタープラン策定への支援

- a. エネルギー需給構造の分析
- b. セクター別省エネルギー実態の把握・分析
- c. 将来のエネルギー需給構造の予測 (BAU(business as usual)シナリオ)
- d. 上記c.の需給予測を元にした考えられる施策案の提示 (例: エネルギー管理士制度、エネルギー診断士制度、ラベリング制度、建物建築基準、ESCO認証制度、省エネファイナンス制度等)
- e. 上記d.の各施策の費用対効果分析 (アベイメントカーブの作成等) 及び必要な政策パッケージ提案
- f. エネルギー使用量等の情報収集メカニズムの策定、及びエネルギー関連データをSREDAに集めるための省エネルギーデータベースシステムの構築
- g. 省エネルギー促進政策、及び法制度にかかる改善案の策定 (主に策定中の省エネルギー規則 (Energy Conservation Rules) のフォローアップ、及びその細則 (Energy Conservation Regulations) 策定にかかる支援を中心とする)
- h. SREDAの組織体制、及びSREDA内における人材育成計画等の提案
- i. ロードマップ及びアクションプランの策定
- j. 上記を踏まえた我が国協力事業の検討

## 3) マスタープランの普及

- a. マスタープラン (案) の政府ホームページへのアップロード
- b. 以下の内容で主に省庁を対象としたセミナーの実施
  - ・ マスタープランの概要紹介
  - ・ 国内外の省エネルギー取組好事例の紹介等
  - ・ 省エネルギー製品を用いたライフサイクルコストの視点等に関する啓発活動

## 7 成果品等

- 1) インセプションレポート (2014年1月上旬)
- 2) プロGRESSレポート (2014年2月下旬) (第一年次成果品)
- 3) インテリムレポート (2014年10月上旬)
- 4) ドラフト・ファイナルレポート (2014年12月中旬)
- 5) ファイナルレポート (2015年2月下旬) (第二年次成果品)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/省エネルギー政策 (評価対象予定者)
- (2) 組織制度 (評価対象予定者)
- (3) エネルギー管理士制度
- (4) エネルギー診断士制度
- (5) ラベリング制度/最低エネルギー消費効率基準
- (6) 建物建築基準
- (7) 省エネファイナンス制度
- (8) 経済財務分析 (評価対象予定者)
- (9) ESCO制度
- (10) データベースシステム

## 9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定
- ・ 2013年10月にR/D署名済み

注: 本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。